# 答申

審査請求人(以下「請求人」という。)が提起した生活保護法(以下「法」という。) 25条2項の規定に基づく各保護変更決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

## 第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が請求人に対し、いずれも令和3年3月1日付で行った各保護変更決定処分(うち、変更日を令和2年12月1日とするものを以下、「本件処分1」といい、変更日を令和3年1月1日とするものを以下、「本件処分2」といい、本件処分1及び2を併せて「本件各処分」という。)について、それぞれの取消しを求めるというものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件各処分はいずれも違法又は不当であると主張している。

#### 1 本件処分1について

収入充当額の算出について、事業収入28,512円に対して勤労に要した経費として6,600円を認定し、そこから基礎控除額の15,600円を控除して6,312円を算出したと勘案します。しかし、収入申告の結果、経費として否認された5,858円についても、その事業のために実際に要した必要額であるため、必要経費として当然に計上されるべきものであります。「事務次官通知第8-3-(1)

ウ(ア)」にも、「事業の種類に応じて、実際の必要額を認定すること」と記載があります。従って、事業収入28,512円に対して、必要経費12,458円を考慮して、実質の収入額を16,054円とし、そこから基礎控除15,200円を控除した854円が収入充当額として妥当であると考えます。

# 2 本件処分2について

収入充当額の算出について、事業収入53,304円に対して勤労に要した経費として4,310円を認定し、そこから基礎控除額の18,400円を控除して30,594円を算出したと勘案します。しかし、収入申告の結果、経費として否認された32,045円についても、その事業のために実際に要した必要額であるため、必要経費として当然に計上されるべきものであります。「事務次官通知第8-3-(1)ウ(ア)」にも、「事業の種類に応じて、実際の必要額を認定すること」と記載があります。従って、事業収入53,304円に対して、必要経費36,355円を考慮して、実質の収入額を16,949円とし、そこから基礎控除15,200円を控除した1,749円が収入充当額として妥当であると考えます。

## 第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の 規定を適用し、いずれも棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年月日	審議経過
令和3年11月30日	諮問
令和4年 1月31日	審議(第63回第1部会)
令和4年 2月28日	審議(第64回第1部会)

# 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

### (1) 保護の補足性・基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

また、法8条1項は、保護は厚生労働大臣の定める基準(保護基準)により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしている。

したがって、就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

## (2) 職権による保護の変更

法25条2項及び同項が準用する24条4項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

### (3) 収入申告義務

法 6 1 条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとしている。

# (4) 収入認定

## ア 収入認定の原則

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4

月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第8・2は、収入の認定は月額によることとされている。

### イ 勤労に伴う収入

次官通知第8・3・(1)・ウ・(ア)は、農業以外の事業により収入を得ている者については、その事業の種類に応じて、実際の収入額を認定することとし、同・(4)は、その収入を得るための必要経費として、同・(4)に定める基礎控除と、店舗の家賃、地代、機械器具の修理費、店舗の修理費、原材料費、仕入代、交通費、運搬費等の諸経費についてその実際必要額を認定することとしている。

また、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第8・3・(1)・アは、基礎控除は、当該月の就労に伴う収入金額に対応する次官通知第8・3・(4)・別表「基礎控除額表」(以下「基礎控除額表」という。)の収入金額別区分に基づき認定することとし、同・イは基礎控除の収入金額別区分は、農業以外の事業収入については、事業必要経費を控除した後の収入額によることとしている。

また、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」 (昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第8・問2によれば、125 c c以下のオートバイ、原動機付自転車等の保有を認められた者 について、事業のための利用に伴う燃料費、修理費等について、 必要最小限度の額を必要経費として控除して差しつかえないと している。

### (5) 冬季加算

保護基準によれば、冬季加算については、保護基準の別表第1の生活扶助基準において定められている「基準生活費」の項目で、〇〇区内に居住する1人世帯の場合、11月から3月までの期間に

おいて、1 月当たり 2 , 6 3 0 円の冬季加算額を計上することとされている(保護基準別表第 1 ・第 1 章・1 ・(1)・ア「1 級地」・(7) 「1 級地-1」・第 2 類の表・地区別冬季加算額・「VI区」(東京都は、同(2)・イの表により、冬季加算における地区別(都道府県別)において、「VI区」の区分とされている。))。

# (6) 期末一時扶助

保護基準によれば、1 2月の保護費(基準生活費)の算定に当たっては、期末一時扶助費を計上することとされており、1 級地一1 (〇〇区含む) 在住の被保護者に対しては、1 4, 1 6 0円を計上することとされている(別表第1・第1章・1・(2)・ア及び同第9・1・(1))。

- (7) 次官通知、局長通知及び課長通知は、いずれも地方自治法 2 4 5 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である。
- 2 本件各処分についての検討
  - (1) 本件処分1について
    - ア 令和3年1月26日、処分庁は、本件申告1で申告のあった必要経費について、別紙1のとおり、それぞれについて要否を判断しているため、以下検討する。
      - (ア) ガソリン代 (別紙1・No.1ないし4) について

125 c c 以下の原動機付自転車等の保有を認められた者について、事業のための利用に伴う燃料費、修理費等について、必要最小限度の額を必要経費として控除して差しつかえないとされているところ(1・(4)・イ)、本件申告書1の添付資料から、請求人が稼働に際して給油を行っており、また、給油量と走行距離から燃費を算出すると、ガソリン1リットル当たり約31.6kmとなることから、本件事業のための利用に伴う燃料費として必要最小限度の額といえ、本件事業に要する経費として控除の対象とすべきものと認められる。

(イ) 飲食代(別紙1・No.5ないし10) について 保護は厚生労働大臣の定める基準(保護基準)により測定し た要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされているところ(1・(1))、通常の生活に伴う飲食については生活扶助で賄うべきであって、本件事業の中途における休憩等のために費消した飲食代についてまで、本件事業に要する経費として控除の対象とするのは妥当ではない。

(ウ) 防寒グローブ及び配達用バッグ(別紙 1・No. 1 1 及び 1 3) について

防寒グローブは制服等に該当せず、勤労に伴って必要とされる衣服などの支出に充当されるものとして、勤労に伴う収入額に応じて収入から控除される基礎控除に該当する経費であると解した処分庁の判断は不合理であるとはいえない。

一方、配達用バッグについては請求人が、審査請求書の添付 資料「必要経費」の補足として記載しているとおり、指定のバ ッグではないものの、本件事業を開始する上で同様のバッグ の購入が実質的に不可欠であると解されるため、本件事業に 要する経費として控除の対象とすべきものと認められる。

(エ) バイクのオイル交換代 (別紙 1・No. 1 2) について バイクの維持・管理の上でエンジンオイルの交換は必要で はあるが、必要経費として認められるのは、事業のための利用 に伴う燃料費、修理費等について、必要最小限度の額 (1・(4)・イ) であるところ、請求人は令和 2 年 1 0 月 3 0 日にバイクを 購入する際にオイル交換を行っている。

一方、請求人が実際に事業を開始したことが認められるのは同年12月26日であって、必要経費として申請のあった、同月4日のオイル交換が事業の開始に備えたものであったとしてもバイク購入後から約1か月間の短期にオイル交換を要するほどバイクを使用したのは事業に伴うものではないことが明らかであり、事業のための利用に伴う修理費等として控除の対象とするのは妥当ではない。

以上のことから、本件処分1を行うに当たり、処分庁が行った 必要経費の判断はいずれも妥当なものであると認められる。

イ 本件処分1における保護費の算定について

処分庁は、令和3年1月5日に請求人から本件申告1があったことから、同月26日、令和2年12月1日を変更年月日として、請求人の12月分の勤労収入について、基礎控除16,400円及び必要経費6,600円を控除した5,512円を収入充当額と認定し、基準生活費等を踏まえ、12月分の保護費を133,288円に変更していることが認められる。

また、処分庁は、令和3年2月25日、収入充当額の計算に誤りがあったことから、同年3月1日付けで、令和2年12月1日を変更年月日として、請求人の同月分の収入充当額を6,312円に変更していることが認められる。

保護の補足性の原則により、就労に伴う収入やそれ以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることからすれば(1・(1))、本件処分1は、上記1の法令等の規定に則って適正に行われたものと認められ、また、違算もないことから、違法又は不当な点があるということはできない。

### (2) 本件処分2について

ア 処分庁は、令和3年2月4日、本件申告2で申告のあった必要 経費について、別紙2のとおり、それぞれについて要否を判断し ているため、以下検討する。

### (ア) ガソリン代 (別紙2・No.1ないし7) について

125 c c 以下の原動機付自転車等の保有を認められた者について、事業のための利用に伴う燃料費、修理費等について、必要最小限度の額を必要経費として控除して差しつかえないとされているところ(1・(4)・イ)、本件申告書2の添付資料から、請求人が稼働に際して給油を行っており、また、給油量と走行距離から燃費を算出すると、ガソリン1リットル

当たり約32.5kmとなることから、本件事業のための利用に伴う燃料費として必要最小限度の額といえ、本件事業に要する経費として控除の対象とすべきものと認められる。

- (イ) 飲食代(別紙2・No.8ないし10) について 上記(1)・(イ) と同様であって、本件事業に要する経費とし て控除の対象とするのは妥当ではない。
- (ウ) マスク、バイク用防寒具及び防寒衣類 (別紙 2・No. 1 4、 16及び18) について

いずれも制服等、その着用が必要不可欠なものではない以上、上記(1)・(ウ) と同様であって、本件事業に要する経費として控除の対象とするのは妥当ではない。

(エ)携帯充電池、タオル他、スマホホルダー、アルミバッグ及び USBチャージャー(別紙2・No.11ないし13、15及び 17)について

いずれも本件事業を遂行する上で使用され得ることが推察されるが、勤労に伴って必要となる被服、身の回り品等のための経費については基礎控除に含まれているのであって、本件事業に要する経費として別途控除の対象とするのは妥当ではない。

以上のことから、本件処分2を行うに当たり、処分庁が行った 必要経費の判断はいずれも妥当なものであると認められる。

イ 本件処分2における保護費の算定について

処分庁は、令和3年2月4日に請求人から本件申告2があったことから、同月9日、令和3年1月1日を変更年月日として、請求人の同月分の勤労収入について、基礎控除18,800円及び必要経費4,310円を控除した30,194円を収入充当額と認定し、基準生活費等を踏まえ、同月分の保護費を48,856円に変更していることが認められる。

また、処分庁は、令和3年2月25日、収入充当額の計算に誤

りがあったことから、同年3月1日付けで、令和3年1月1日を変更年月日として、請求人の同月分の収入充当額を30,594 円に変更していることが認められる。

保護の補足性の原則により、就労に伴う収入やそれ以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることからすれば(1・(1))、本件処分2は、上記1の法令等の規定に則って適正に行われたものと認められ、また、違算もないことから、違法又は不当な点があるということはできない。

# 3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり主張し、本件各処分において否認された申告経費についても、必要経費として認めるべきであるとして、本件各処分の違法、不当を主張する。

しかし、処分庁の本件各処分における必要経費の認否の判断が妥当なものであることは上記 2・(1)・ア及び同・(2)・アのとおりである。 したがって、請求人の主張については理由がないから、これをもって本件各処分の取消理由とすることはできない。

### 4 その他の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分にはいずれも違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## (答申を行った委員の氏名)

髙橋滋、千代田有子、川合敏樹

# 別紙1及び別紙2 (略)